

# 社会的老年学への道

——“長寿国”日本の課題——

嶋田津矢子

「もし私が造化神であったなら、私は青春を人生の終りに置いたであろう。」

アナートル・フランス

## I. 国際老年学会に出席して

1978年8月20～25日、東京都品川のホテル・パシフィックで開催された第11回国際老年学会議(The XIth International Congress of Gerontology)は、丁度厚生省が“52年簡易生命表(日本人の平均寿命)”を発表し、男性72・69才、女性77・95才に達し、男性では世界の最長寿国スウェーデン(1976年には男性72・12才、女性77・90才、女性はその後さらに伸びている)を追い越したことを明らかにした直後であっただけに、海外から参加した人々にも、特に印象深い会合となったようである。

私は、1972年のソ連キエフにおける同学会第9回会議に出席し、その時知り合った友人たちとの再会の機会をもったわけであるが、それらの知人たちは、折からの円高現象に示される日本経済発展の事実よりも、この世界一の長寿国の地位に到達した日本の医療水準と衛生環境の向上、乳幼児死亡率の低下の事実、に尊敬に近い感慨を抱いたようである。かれらは関西学院大学の村山冴子教授の“Contribution of Retired Persons to Society—Situation in Japan”のように老年学の専門家による日本状況の的確な解説によって、この国の現状と展望を知り得たことに深い満足を示していた。

いまや65才を越える約一千万の高令者人口をもつ日本では、かれらが孤独に陥り易い境涯にあって、自尊心と健全なる自己イメージを維持しうるために、コミュニティに奉仕の機会をもつ必要があり、社会がその機会創出のための重大な責任を

負っていることを主張された村山教授の報告は、外国の人々に明るい展望と期待とを与えたようである。

日本人の平均寿命は、第一回生命表(明治24～31年)では、男性42・8才、女性44・3才であったから、80年間に約30才という格段の進歩を遂げたことになる。1978年5月の健康福祉協会『健康・生命に関する意識調査』によれば、「平均寿命程度生きられればよい」と答えた人が約半数を占め、平均以上の長寿を望む人は25%に過ぎないという。即ち世界一の長寿国にはなったけれども、国民の誰もがひたすら長寿を望んでいるわけではないことがわかる。平均寿命の先頭にたつ日本ではあっても、平均寿命が伸びれば伸びるほど老後問題の孕む種々の生活苦の圧迫が長寿への期待感を萎縮させてしまうのである。

65才以上の都会人口が、昭和70年には、いまの916万人から1600万人に急増するというが、若年層の都会流出や扶養意識の変質によって、独り暮らしの立場におかれた老人の数は、すでに百万人を越えている。その日暮しが精一杯であるこの高令者たちに、明日を期待させるということ自体が、無理な注文となっている。敬老の日の老人自殺報道が、新聞で恒例化している日本では、最長寿国への躍進は、それに必要な物心両面からの必要な準備を欠いたままで残酷物語の世界へ突入することになり兼ねない。

高令化社会の最も切迫した問題は、一般に生活構造の基盤となる経済の領域で、社会保障確立の重要性、したがって世代間の所得移転に対する社会意識と政治的態度が、どの程度に到達しているかということである。社会運営に実質的責任をもつ壮年期の人々、とくに指導者層が、高令化社会の到来に対して切迫感をもつ機会を提供するため

に、第11回国際老年学会議がこの日本で開催されたことは、まことに適切な天の配剤ともいえるべきものである。しかし人口の年齢別構成から観察される高令者人口の占める相対的なウェイトが、今後急速なピッチで上昇するにつれて、今回の国際会議が日本社会にもたらした刺激よりもはるかに強烈な対応策が必要となることを覚悟しておかなければならない。現在8.6人の生産年齢人口をもって1人の老人を扶養しているのが、昭和90年には3.3人で1人の老人を引き受けなければならぬことになるという。

今回の国際老年学会議の行動・社会科学部門シンポジウムで、社会保障研究所の地主重美氏が“Economics of Aging in Japan”と題して報告された日本の老令者保障の現状と展望は、経済学的側面からの一つの警鐘とも感じられる内容を含んでいた。

地主氏によれば、現在8%の65才以上の老令者人口比率は、そのピークでは18%に達するのであるから、国民がこれに対応するのだけならば、経済・社会問題は重大な危機に直面することになる。高令者の所得は、社会保障の進展につれて改善は示しているが、より若い世代との格差は一向に改善せず、公的年金システムの未成熟の結果として、社会保障は同一世代内の再分配には有利に進行しても、世代相互間の再分配には貢献していない。社会保障費用は近い将来に受給者の急増によりいちぢるしく増加を続け、1977年の国民所得に占める割合5・76%から、1985年には7・8%、2000年には13・39%に達し、社会保障費用の $\frac{1}{2}$ をそれに要することとなる。しかも経済成長の低下と定年制動向の結果として、高令者稼働率は減退し、生産年齢人口への費用負担の増加、したがって世代間のかっとうを伴うことになるであろう。

地主氏の解決策として提示されたのは、(1)現行社会保障制度の報酬比例制をある程度フラット・レート制に改め、(2)受給開始年齢を引き上げることにある。あるいは高令者の在職期間を延長し、就職機会を創出しなければならない。しかしその難点は、減速経済下の若年層雇用に悪影響を与えることにある。結局日本では一つには老若の間の労働再分配政策と、いま一つには保護に役立つ給付構造の再編という極めて限られた方策を採るほ

かはないということである。

高令者生活の前途は、地主氏の所論にも瞥見されるように、その前提条件となる経済的基盤からみて、決して明るいものではない。老人福祉法の「老人の日」が、国民祝日に定められ、「敬老の日」に改められたのは、昭和41年の9月15日のことであつた。その頃『政府の窓』誌(同年8月15日号)は、老人とは一体何才をいうのかについて、国によりさまざまであるが、先進国では、70才までを「向老期」、75才を「中老年期」、身体が不自由で肉体的に他人の援助を必要とする75才以後を「老衰期」と呼ぶと説いているが、それが当時の政府が考えた「先進的」な老人概念であつたことがわかる。その時の朝日新聞社説では、「敬老」というのは封建的ムードの復活につながるとして、むしろ「愛老」という表現を用いることに賛意を表明しているが、いづれにしても「敬老の日」を国民祝日とするに至つたのは、高令化社会の到来が、全国民の直面する切実な社会問題と意識されるに至つたからである。

それ以後十幾年を経た今日、高令者処遇には、徐々に社会的工夫が加えられているけれども、「人生七十古来稀れなり」(杜甫)という言葉が、もはや通用しなくなった現代の日本社会の現実では、高令者対策の遅れとその将来の暗さが、身に沁みて感じられるのである。スウェーデンを再度訪れたとき、その国の68才という遅い定年制と高令者対策との関係に注目すべきことを知った私は、のちに記しているように、米国カーター大統領が打ちだした70才定年制実施によって、日本の高令者対策がその早期定年制のために、欧米先進国と比較にならない政策的遅れを抱えこんでいることを痛感させられている。稼働期の長短は、高令者生活の内容を決定的に左右する。したがって日本社会のこの寿命延長のもとでの普通55才定年というのは、高令者政策にそれらの国々とは全く異なる幅ひろい応急対策の必要を物語っているのである。

## II. 老化現象と医学的研究

<sup>1)</sup>Rochelle Jones: The Other Generation, The New Power of Older People, 1977. によれば、米国で65才をもって、老年(old age)の基準年齢と考えるようになったのは、1935年の社会保障法が、

65才定年退職者を基準として給付を行うところから、恣意的に慣習を法律に結晶させたことの結果であるという<sup>1)</sup>。もちろん、65才の誕生日の朝から俄かに老人になるわけではなく、生理的には刻々に老化に向うのである。老年 (old age) というよりも、老化 (aging) という言葉の方が、この真相をよく伝えているであろう。社会保障の完全給付を受けるためには、65才で退職しなければならない。働く限りでは若さを保つ人も、たとえ65才以前であっても、退職すると急に老化を速めるのは、世人の日常一般に体験することであろう。

英国グラスゴー大学老年医学教授で、この領域では世界的に有名な W・Ferguson Anderson は、<sup>2)</sup>その著 “Practical Management of Elderly,” 1967において、人は80才を越えるまでは、各々の老化条件を異にし、暦の上での年齢は、個人の生理的および精神的健康の厳密な判定には、あまり意味をもたず、年齢は身体的全器官および全組織に様な影響をもたらすのではない。諸種の器官の生物学的年齢や凡ての組織の退縮 (involution) は、同時に始まったり、同じ割合で進行するわけではないから、いずれの身体をも画一的に考えるのではない、ということ認めることが大切である、と記している。Andersonによれば、Pagetはこの老化の諸相を「生命の時間測定法の誤謬 (“errors in the chronometry of life”）」と呼んだという<sup>2)</sup>。

Andersonは、各年齢層男女の聴力、血圧、反射運動機能、震動感覚、ヘモグロビン、握力、心臓のサイズ等について、正常および異常の場合の詳細な報告を記している。この医学的研究が、老化予防への処置を基礎付けるためには、長期間の追跡調査によって研究対象の動向観察が必要となるであろう。

Andersonは、今回の東京における国際老年学会議において、同じ大学の N. R. Cowanとの共同研究による “Survival of Healthy Older People” という研究報告を通して、追跡調査に関する興味ある成果を発表した。それは、一般の常識を破る意外な結果の報告であったと言わなければならない。

すなわち1952～1960年に、グラスゴー大学で診察を受けた男子239名、女子184名の70～89才の男女について、高令者の疾病予防の見地から、追跡調査が開始された。これらの高令者たちは、生理的・精神的および社会的な詳細な検査の結果、いずれも健康であると認められた。17年余の長期間——その間にこれらの男女の多くは死去したのであるが——の追跡調査の末、判明したことは、臨床的測定による寿命は、結婚状態や職業階層とは無関係であるということであった。それに加えて、身長、体重、高・低血圧、ヘモグロビン、筋肉力 (握力)、心臓の大きさ、脈搏数の諸独立変数は、寿命期間には重大影響をもつものではなく、年齢および脊柱後湾の程度のみが、生存期間の長さに大いに影響することが明らかになったというのである。

同じ国際老年学会議でも、スウェーデンのレント大学の N. H. Sternby と慶応大学の石井氏との共同研究 “Pathology of the Centenarians” によれば、百才老人たちは循環器組織およびある種の悪性腫瘍に関する疾患以外には、重症疾患を免れている人々であり、たとえ動脈内壁への脂肪沈積による動脈硬化症や悪性腫瘍の予防に成功したとしても、血管内アミロイド堆積の問題は、尚残されていると報告している。

国際老年学会議における寿命延長に関する医学者たちの多くの研究発表は、一見それが老年学の中心問題であるかのごとき印象を与える。事実、高令者が日常の読み物で意欲的に傍線をひいたり、切り抜きをしたりする第一の項目は、長寿の秘訣や病気の予防、その他の健康法の記事であり、意識調査でも、「不安」の半ばを越えるのが健康問題であり、生計費、住居問題がそれに続いている。Susan Hooker, *Care for Elderly People, Understanding and Practical Help*, London, 1976, によれば、その主内容は、関節炎・卒中・骨折・パーキンソン病、平衡感覚異常・気管支炎・足部疾患・肥満・失禁および便秘・寝たきり老人・行動異常等が全16章中の12章を占め、それに続いて、日常活動・運動・戸外活動・自立活動援助が身体的側面を中心に記述されている。ここで示唆

1) Rochell Jones, *The Other Generation, The New Power of Older People*, Prentice-Hall, Inc., 1977, pp. 9-10.

2) W. Ferguson Anderson, *Practical Management of Elderly*, Blackwell Scientific Publication, oxford, 1967, p. 14.

されているように、保健活動が高令者保護の重要部分を占めていることは疑う余地のないところである。

高令者が社会問題として登場したのは、その全人口に占める比率の上昇、その社会的地位の低さ、低所得、早期引退、産業社会の若者優先策、配偶者・近親者喪失、栄養不良、情緒障害等の諸問題と保健上の諸問題との相剌的關係に起因している。

わが国で『厚生白書』が「老令者問題をとらえつつ」という副題をもって、少産少死を起点に急増する老令者問題に取り組みはじめたのは、昭和44年度のことであった。そこでは当時、65才以上の40%は健康ではなく、死因の6割は成人病で占められていたので、何よりもまず老人検診、老年医学、リハビリテーションの充実を高令者対策の全面に押し出し、併せて就労対策強化、特に定年延長と、スライド制年金の検討を要望している。老後の生きがいの設定に触れたのもこの時であるが、65才に及んで俄かに生きがいを与えようとするのは無理なことで、老後の生きがいの創出は、少くとも壮年期の準備に依存するのであるから、政府の「老人」認識には対症療法的な底の浅さがあったと批判されても不思議ではない。しかしその後10年間に老人の生きがい対策の重要性への認識は、急速に普遍化し、地域老人への施策は老人大学や憩いの家など、漸く基礎づくりが進んでいる。

### III. 高令者イメージの転換

世界の学界でも、老年学研究の一つの中心と考えられている米国の“The National Institute on Aging”の所長で、東京の国際老年学会議およびそれに続いて開かれた京都セミナーで、力強い基調講演を行った Robert Butler は、英国ソーシャル・ワーカー協会機関紙 “*Social Work Today*” (Aug. 8, 1978) に、論文 “The Elderly, Just Old Aged?” を寄せ、自主独立、勤儉力行を成功の秘訣として尊重する米国的環境において、「老人」についてのイメージが死そのものよりも一層大きな恐怖の対象となっている実状を述べ、過去においてもそれがいかに軽視あるいは無視の原因となって

きたかを解説した後、65才以上が2200万、すなわち人口の10%に接近した今日（2030年には約20%）、高令者問題は無視することのできない重大問題と考えられるようになり、1974年、米国国会は「高令者調査法」を公布し、国立高令者研究所を設立させるに至った事情を述べている<sup>3)</sup>。

この Butler の論文によれば、高令者は、性格・知性の相違を離れて、一様に老年集団として、若年および中年者層から軽蔑・嫌悪され、忌避されているという。高令者は、もうろくし、老衰し、思想行動が硬直化し、時代遅れになり、過去に執着して新時代の思想、観念に同化し得ず、虚弱で短気で偏窟で、家族・社会・自分自身にさえ重荷となるものと看なされている。老令に関する一般的な神話は、高令者は概して非生産的で、現代とは没交渉になり、変化に抵抗するばかりで、老いてゆくということである。勤労をその人の価値測定の基準とする社会では、労働陣営から退職した人々は、もはや何も貢献するところのないものとして退けられるのが普通である。

これら高令者軽視に導く諸条件に対して、Buttler は社会的通念の幾つかの誤りを指摘して、高令者へのイメージの転換を求めているのである。

1) 老令と不可分的に結び合せて考えられている生産性の欠如は、実は疾病による機能障害と社会的条件の不備に由るものであって、多くの老令者は、自己の家族や地域社会に対して、活力ある貢献を続けることが可能である。

2) 高令者は、一般的に他の人口部門に属する人々よりも、人々や、種々の興味や、心配事や、責任から遠ざかることによって、老化に対応しようとする解せられるのが普通である。この「離脱 (disengagement)」と呼ばれている引っこみ思案は、事実は人生サイクルのどの段階でも起りうることであり、しばしば意気消沈状態への対応として生じたものである。

3) 高令者に帰せられる凡ての紋切型の概念のうちでも最も被害の大きいのは、65才以上の人々の原型 (prototype) として、忘れっぽく、錯乱し易く、注意散漫な人間像を想起させることである。早発性痴呆や脳動脈硬化症は、いずれも一部の老

3) Robert Butler, The Elderly, Just Old Age? *Social Work Today*, August 8, 1978, p. 17.

令者の精神活動や認識能力に重大な支障となる慢性的頭脳障害として、不可抗的なものであるが、これらの疾患は神話的に語られているほどに普遍的なものではない。そのような深刻な損傷を蒙る老令者たちといえば、5%を越えないであろう。

4) 以上のような消極的なイメージとは違って、高令期とは、従来の激しい勤労を終えた人々が、引退して、気楽にその勤労の果実を享受すべき時期であるという誤った観念が存する。高令期は、安穩無事の時期というよりも、むしろ他の如何なる段階よりも、人の活動能力に重大な影響を与える波瀾の時期であり、親族や友人の死、または自分自身の死、徐々にくる生理的変化、退職による身分および所得の低下などが襲ってくる。臨終への日々を静かに待つというよりも、むしろ悲嘆・孤独・不安、また自信喪失など、そのままでは、結局きびしい精神的疾患につながる困難の連続に身をさらす時期となるのである。しかるに、社会の認識的な差別過程の結果として、老令者たちは社会の消極的な概念の犠牲になって、自己についての観念や行動について、ステレオタイプに引きずり込まれ、差別者たちと手を組んで「老いばらしく行動し」、「優雅に老いてゆく」ことに協力する。人間としての福祉、生理的および精神的健康、老令期への適応水準などは、社会の側からの態度によって非常に不利な影響を蒙っているのである。

Butler 曰く、「ある意味では、老化および老令者への世間の偏見は、無知と老令者たちについて広い視野への接触の足りなさに起因する。この偏見的態度は、米国の老令者たち自身が、その貧困な社会的・経済的状况を無視し、自分自身の老化と死の現実を回避するようなことをする場合には、容易に受けいれられてしまう。この老令者たちの恐怖と無知のため、合衆国における老化問題への重要な接近方法は、無視されてきたのである。」<sup>4)</sup>

Butler は、東京会議 (1978) においても主講演 “Man in Aging—Philosophic Basis of Gerontology from the Perspective of Clinical

Medicine” において、「ショペンハウエルは、かつて哲学は死についての瞑想とともに始まると言った。それは、忘れてはならないことであるが、平均寿命が僅か37才ほどの時代に述べ伝えられたもので、恐らくこの哲学は書きかえられるべき時を迎えていると思う。今日の焦点は、死についてよりも、高令期を含む人間生活週期の諸段階に向けられねばならない。……社会は、年長者のために、新技能を獲得し創造性への新しい出発点を開拓することを可能にするために、教育プログラムを計画することによって、高令期を一層積極的生産的な時期とするようにイニシアティブをとらねばならない。」<sup>5)</sup>として、老令者の全人的人間 (the whole person) とその住む社会的枠組みとに考慮を持つことなく、科学研究が便宜上心身を別々の問題として取り扱うことの誤謬であることを強調したが、そこに開かれる高令期への新しい展望は、この度の国際会議でも最も印象深いものであった。

老令者を囚襲的な軽視や無視から解放し、新生面を開こうとするこの機運は、老令問題に関する英国ケンブリッジ大学の The Nuffield Unit for Research の報告をまとめた1958年の A. T. Welford, *Aging and Human Skill* に既に顕著に示されている。「……少くとも検討された事例では、年令とともに作業の低調化が存し、その低下は問題の複雑性の増大するにつれて一層きびしくなっていく。しかし資料の厳密な検討は必要な知的“飛躍 (leap)” または洞察をくわす実際的能力では、年令による変化を証明するものがないことを明らかにしている。むしろ老令者当人の制限ということでは、このような洞察に依存する資料の蒐集を心にとめておく仕方が問題になるようである。だとすれば、年令とともに現実に洞察力に衰えを生ずるというのではなく、むしろそれが起るのに必要な、ある種の予備条件の存することを証明していると見るべきである。このような見解は、最長老の人々の多くが、特に自分たちがある程度の知識と経験をもつ事柄に関しては、極めて高度の知恵と判断を発揮するという共通の観察を説明

4) Robert Butler, *ibid* p. 17.

5) Robert Butler, *Man in Aging—Philosophic Basis of Gerontology from the Perspective of Clinical Medicine*, The XIth International Congress of Gerontology, *Abstracts for Plenary Sessions and Symposia*, 1978, p. 2.

6) A. T. Welford, *Aging and Human Skill*, A Report Centered on Work by the Nuffield Unit for Research into Problems of Aging, The Nuffield Foundation, 1958, p. 223.

することとなるであろう。」<sup>6)</sup>

世界の高令者対策に飛躍的变化をもたらす事件が、Butler たちが高令者に関するイメージを根本的に転換させるべきことを力説した米国で起った。米国下院本会議は、1977年9月23日、民間企業の勤務者の定年を従来の65才から70才に引きあげた画期的な法案を、しかも賛成359、反対4の圧倒的多数で可決した<sup>7)</sup>。

この法案は、フロリダ州選出民主党議員 Crowd Pepper の提出したもので、「高令であるという理由だけで、勤務者から職場を奪うことは、基本的人権違反である」との立場から(1)民間企業労働者定年を70才に引きあげ、(2)連邦公務員については、70才を強制退職年齢としている現行法の条項を廃止して、70才以後も、年齢だけを理由とした強制解雇を禁じると規定し、公務員には事実上定年廃止となるまことに画期的な決定である。スウェーデンに旅して、68才定年のこの国の高年令者たちが、55才～58才定年の日本とは比較にならない所得上の強味をもち、政府は、年金制財源の観点からはまた日本とは格段の有利な地位におかれる社会経済的環境が、スウェーデンの福祉国家体制に独特の余裕を与えている事情を垣間見た私には、それを上回るカーター政権のこの英断ともいえるべき措置は、感動に近いものであった。

この法案では、20人以上の従業員を抱えた民間企業は、65才を過ぎても、勤労意欲のある従業員を70才になるまで解雇し得ず、また65才で自発的に退職する者は、最大限の社会保障を受けることとする。連邦公務員は、勤労意欲と能力を持つ者は、70才以後も勤続する権利をもつこととなる。

米国の70才定年制と公務員の事実上の定年廃止とは、米国における高令者問題の様相に重大変化を生ぜさせ、高令者に対する社会通念の変化とともに、高令者みずからの職業能力涵養への熱意昂揚、自主的生活確立、また高令者人口の増加の趨勢にもかかわらず、社会保障財源の潤沢化による給付率引上げの方向に進むことになるであろう。そのことは同時にまた米国の Alfred J. Kahn および Sheila B. Kammerman が、*Public Welfare* 誌に揚げた論文 “New Directions in Social Services” (Spring, 1976) および “The Course of

“Personal Social Service” < (summer 1978) で重視されているように、対人社会サービスを、社会福祉の一層中心的地位に押しあげることにともなるであろう。

#### IV. 日本と欧米における高令者問題

東京都老人総合研究所の前田大作氏は、英国の “Age Concern” の所長 David Hobman の編集する “The Social Challenge of Aging” (1978 年) に、日本の高令者問題の概略を紹介する明快な論文 “Aging in Eastern Society” を掲げていられるが、それは同書のシカゴ大学教授 Robert Havighurst の “Aging in Western Society” と対比して、西洋と日本との当面する局面の違いを浮き彫りにしている。前田氏は、日本の高令者に関する主要問題の一つは、55才～59才の早期定年制にありとする。しかも60～64才の81.1%は稼働しているという。前田氏の引用される内閣総理府の国際労働力比較表は、日本老令労働力の在り方を示唆して、考えさせるところが多い。

労働力の国際比較 男子の参加率

|               | 60～64 | 65以上 | 年金受給年齢 |
|---------------|-------|------|--------|
| フランス (1968)   | 65.7  | 19.3 | 60     |
| イタリア (1971)   | 40.6  | 13.4 | 60     |
| カナダ (1961)    | 75.8  | 28.5 | 65     |
| オランダ (1971)   | 74.8  | 13.1 | 65     |
| スウェーデン (1970) | 75.7  | 15.2 | 65     |
| 英国 (1971)     | 80.7  | 15.8 | 65     |
| 米国 (1970)     | 73.0  | 24.8 | 65     |
| 西ドイツ (1973)   | 67.1  | 15.1 | 65     |
| 日本 (1973)     | 81.0  | 46.7 | 65     |

資料：内閣総理府，老人問題統計情報，1975。

前田氏の論文によれば、(1)日本の定年制にはまだ変化はないが、働く高令者たちの多くは積極的な態度を示している。(2)西洋との著しい相違点は世帯構成にある。高令者の75%までが子女と同居し、西欧化の進むなかにあつて、この世帯構成は大きく変わるまいと予想されている。(3)公的年金の未成熟のため、日本高令者の多くは経済的に子女への依存関係を断ち切れないうる。しかし役割関係から、大部分はそれに満足している。要する

7) 読賣新聞 1977, 9/25.

に、20世紀の社会経済的激変にも拘らず、日本の世帯構成にみられる老人尊重の文化には殆んど変化はなく、高令者たちは、一般的には幸福で満足した生活を送っている。しかしその晩年は、悲哀、苦痛その他の苦難にさいなまれ、それを緩和する術を開拓していない。家族中心文化の優勢なあいだに、日本の発展に寄与した老人たちの福祉充実を促進しなければならない——というのが、前田氏の結論とするところである<sup>8)</sup>。

日本的状況を念頭において、Havighurstの掲げる65才以上年齢層の最も望ましいこと(best thing)と最も望ましくないこと(worst thing)の比率を18~64才年齢層と比較した数字をみよう。

### 65才以上の最善並びに最悪事態

|                 | 65才以上 | 18~64才 |
|-----------------|-------|--------|
| 最善              |       |        |
| レジャーと自由時間をもっと多く | 43    | 52     |
| 独立、責任からの自由      | 31    | 33     |
| 働く必要のないこと       | 18    | 31     |
| 財政的保障           | 27    | 35     |
| 家族、子供と孫         | 7     | 9      |
| 最悪              |       |        |
| 不健康             | 70    | 61     |
| 孤独              | 26    | 36     |
| 財政問題            | 17    | 29     |
| 生計依存            | 15    | 16     |
| 退屈              | 8     | 11     |

資料 National Council on the Aging, *The Myth and Reality of Aging in America*, 1975, pp. 9~20.<sup>9)</sup>

この表で興味深いのは、両年齢層がほぼ同じ反応を示していることである。

わが国の老人福祉現状を概観すると、「老人福祉法」(昭和38年7月11日)が規定しているのは、福祉事務所、保健所、民生委員、健康診査、老人家庭奉仕員、その他老人福祉の増進のための事業に関するものと、老人福祉としては、高令者教室による社会教育、老人クラブ、老人スポーツ普及事業、また老人福祉センターや老人憩いの家のような余暇施設、老人休養ホームのような宿泊休養施設がある。

年金制度では、厚生年金保障法(昭和16年)、国

民年金法(昭和34年)が制定されているが、わが国の老令年金制度は、未だ成熟せず、最低生活を維持するにはまことに不十分である。住宅対策としては、公団、公営住宅、住宅融資制度があるが、欧米にみる給食サービス、住宅手当制度が制度化されないと、時代の要求する老人のためのコミュニティ・ケアとしては、条件不足を免れないであろう。

労働対策としては、65才以上で就職を求める人のために、社協や老人クラブ連合会で行う高令者無料職業紹介事業がある。欧米とは違って、定年年金と老令年金とのあいだに10年前後の間隔がある日本で、未だ学校通いの子女をもつ人の多い定年退職者のための就職紹介事業としては、65才未満の場合、労働省所管の公共職業安定所や市役所・役場の高令者職業相談室がある。これがわが国の低所得者層のプールを形成しているのであるから、まして65才以上の高令者無料職業紹介事業となると、その3/4までは単純労働、雑役、家事手伝い、留守番、宿直、警備など、一層低賃金部門に甘んぜざるを得ない実状である。早期定年と年金制度の未熟性の狭間にあえぐ人々の身の上をおもうと、米国の定年延長政策の歴史的意義を一段と貴重なものと思うのである。

米国の1965年の“Older American Act”は、連邦政府が高令者ニード充足に向けて、各州および地域社会援助のための財政的協力の基礎となっている。この法律の目的とする10項目は、たとえ“band-aid”的であるというレッテルを貼られているとしても、わが国の老人福祉法の充実のための参考資料となるであろう。即ち、(1)適切な所得、(2)最善可能な生理的および精神的健康、(3)適当な住宅、(4)収容保護を必要とする人々のための回復サービス、(5)雇用の機会、(6)健康・名誉・品位のある退職、(7)意義ある活動の探求、(8)有効な地域社会サービス、(9)健康と幸福を支援し向上させるための調査知識からの直接的恩恵、(10)自由・独立および各個人自らの生活の設計と運営における個人的創意性の自由な表現がそれである。もちろんこれらは遂行目標であって、現実が高令者たちが受ける範囲は、米国においても限られたものである。しかし1961年および1971年に白亜館老年問

8) Daisaku Maeda, *Aging in Eastern Society*, in David Hobman, *The Social Challenge of Aging*, 1978, pp. 55-70.

9) Robert Havighurst, *Aging in Western Society* in David Hobman, ed., *The Social Challenge of Aging*, 1978, p. 34.

題会議 (White House Conference on Aging) が開催され、各州に老年問題事務所、一部の自治体と郡には、老年問題協議会が設けられた。諸大学には、老年学研究センターが創設され、また医学、看護学、社会事業、建築学その他の専門職らの老年学研究部門が設けられ、学術研究への政府の補助金交付も行われている。高等学校での老年者理解のための課目も実現している。ウイスコンシン大学 Charles Zastrow の書 *Introduction to Social Welfare Institution, Social Problems, Services, and Current Issues*, 1978 に記載された最近の米国高令者対策は、米国がこの分野で貴重な実験を進めつつあることを示している。

Zastrow に依れば<sup>10)</sup>、初めソーシャル・ワーカーは、高令者を扱う多くの施設、機関の職員の重要部門とはみなされていなかったが、いまや事情は一変して、老人ホーム (nursing home) にソーシャル・ワーカーをおくべきであると、卅命で定めるようになっている。ワーカーは、地域社会内の利用しうる一連の諸サービス資源と高令者たちとの媒介となり、交通・コミュニケーションの障害や、援助を求めることへの偏見をもつ高令者たちを、施設に結びつけたり、本人並びにその家族のためのカウンセリングを進めたり、また財政援助、住宅改善、保健サービス、レクリエーションサービス、交通、話し相手、消費者保護サービス、性教育、給食活動など援助を要する高令者への広汎なサービスに従事している。その他、コンサルタント機能、コミュニティ設計、調査、サービス管理など、新しい役割も高令者援助に係わって開拓されつつある。Zastrow の意見では、将来は高令者に代わってその利益の擁護者となる “advocate” の役割は、ワーカーの最も重要な任務となるであろうということである。今後、老人パワー (gray power) が、政治活動へのソーシャル・アクションをおこし、あるいは労働組合との提携を進める必要を感じはじめた時、概して個々に分裂し、政治的に虚弱体質の高令者たちを組織化し、支持する任務は、確かに気力あり行動力のあるソーシャル・ワーカーの課題とならなければなるまい。

社会公共体が、老後に備えて青壮年期から住民

大衆に心がけさせなければならないのは、次の諸点である。

1. 保健——健全な運動計画と慢性疾患予防のための検診の徹底。

2. 生計——老後のための生活設計と貯蓄、資産運用方法の研修。

3. 関心事と趣味——仕事一本できた人は、退職によって受ける心の痛手に心理的に容易に打ちかてない。意義ある関心事と趣味への志向を平素より養って、退職後に備えること。

4. 自己のアイデンティティの確立——自己認識と生活願望を明確にして、老後に生起する伴侶や親友の死去、家族関係の弛緩、家産の喪失や、時勢との断絶など、不慮のストレスや危機に悠々と対処する強い性格を育成すること、孤独を克服するには、最後はやはり自己アイデンティティの確立を除いて、他に道はない。

5. 将来への展望の堅持——過去の生活にのみ生きがいを見出す人の老後は、凋落への悲哀から孤独感を深めるのみである。臨終の時まで、瞬間瞬間の心身の変化に向い合って、その生命力の残されている程度にふさわしい老後の積極的な生き方を学んでゆく。そこにはその程度に応ずる生きがいの自覚的把握が大切なのである。自己の資質と好みを自覚し、家族、親友、地域社会との関係を配慮した生活設計を組み立てるのには、65才ではすでに時を逸している。予定が予定にならないのが人の世のならないとすれば、計画放棄ではなく、尚更のこと多様な事態に対応するひろく深い心構えが必要なのである。

## V. 老年学の学問的構成

老人問題の周辺から歩みよって、その中核に迫ろうとするいま、老年学 (gerontology) の学問的構成について、若干の考察を試みたいと思う。高令者に係わる諸現象に挑んで、医学者は疾病を、生物学者は老化が肉体細胞にもたらす生理的変化を、精神医学者は精神障害を、心理学者は知覚作用の変化を、経済学者は所得の必要条件を、建築家は老人向けの特設デザインを、それに対して社会学関係者は高令者と社会および文化の関係を研

10) Charles Zastrow, *Introduction to Social Welfare Institutions, Social Problems, Services, and Current Issues*. The Dorsey Press, 1978, p. 384.



究する。>gerontology<とは、言葉の成り立ちからいえば、「老化の論理」を意味するが、その含蓄する多種多様な部門の高令者に関する部分を総括して、「老年学」と呼ぶのである。

米国マイアミ大学の Robert C. Achley, *The social Forces in Later Life : An Introduction to Social Gerontology*, 1972 は、老年学を大別して、(1)生理的老化、すなわち人体の新陳代謝能力の漸次的後退を扱う「生物学的」側面、(2)老化してゆく個人の知覚過程、認識、運動技能、知性、問題解決、理解、学習、欲動、情緒を扱う「心理学的」側面、(3)個人の社会的環境と結んで、年令の進むにつれて生起するこれらの生物学的および心理学的变化からうまれる「行動的」側面——老化のこの側面は、態度、期待、動機付け、自己イメージ、社会的役割、状況への心理的適応を扱うもの、(4)老化の生起する社会、その社会が老化してゆく個人に及ぼす影響、個人が社会に及ぼす影響などを取り扱う「社会学的」側面——家族、朋友、ボランティア組織、宗教団体、社会一般、経済、政治、コミュニティと関連をもつ高令者の保健、収入、勤労および余暇を扱うもの、の4種に分類している<sup>11)</sup>。

国際老年学会議が、部門別アブストラクトでは、生物学、臨床医学、社会医学、社会科学の4部門に分類するのは、すでに述べたように、現段階で医学関係発表の占める比重が大きいからであるが、シンポジウムのアブストラクトでは、生物学、臨床医学、行動・社会科学、社会老年学を独立部門として設定するとともに、「生物学および医学」、「医学および社会老年学」「生物学、医学および社会老年学」というように、隣接科学との関連における取り扱いを重視している。

老年学の対象とする人間老化の現象は、単一個別科学をもって処理しうる領域ではなく、人間存在の統一的理解においてのみ、対象把握の正確性を期待しうる分野である。1972年キエフにおける第9回国際老年学会議に出席したとき、当時の会長、ソ連老年学研究所長 D. F. Chebotarev が、

その基調講演 “Gerontology and Modern Medicine” の冒頭に述べた言葉は、今回の国際会議の在り方を示唆するものとして興味深い。曰く「最近数十年の間に急速に発達した医学並びに生物科学の多数部門のなかでも、老年学こそはまさに独得の地位を占めてきた。それは、老年学は極めて広範囲の科学であって、種々の科学者——老化の分子のおよび細胞学的レベルの研究者より社会統計学的政策担当者に至るまで——の注目を集めているので、それは最も複雑且つ広汎な総合科学 (synthetic science) の一つであるからである」<sup>12)</sup>

この総合科学としての老年学が、欧米またソ連において、臨床・統計的および社会・経済学的観点から、寿命 (longevity) 問題の解明に挑戦する包括的研究 (“comprehensive studies”) の立場から、この講演では、「増大してゆく向老期および高令期の大軍に対する保護の問題 (一般にかれらは多元的病理現象を示している) は、ソシアル・ワーカーや医師たちの例えば社会保障サービスおよび保健サービスとの密接な連繋のなかでのみ、解決されるのだということを私たちは理解しておかなければならない。」<sup>13)</sup>という結論ともなっている。

老年学にとって、老化学説、すなわち老化決定因子の研究は、その対策を検討するのに極めて重要な役割を果たす筈のものである。しかるに、内因としての遺伝要因と、外因としての環境要因のいずれかの側面に偏向する老化学説が主張され、いまだ定説の段階には達していない。それは長谷川和夫教授 (聖マリアンナ医科大学) 編『老年心理学』に述べられているように、「一般老年学の学問としての若さ」に起因するもので、「古来、老化学説については、数多くのものが提示されてきたが、それぞれの学説は老化現象の一部を説明することができるにすぎない。……これらは、それぞれ異った観点から老化現象をみているのであって、互いに排他的なものではなく、相補って複雑な老化現象を解明するステップを作っていると考えられる。」<sup>14)</sup>と受けとるべきであろう。人間研究

11) Robert C. Achley, *The Social Forces in Later Life : An Introduction to social Gerontology*, 1972, pp. 4-5.

12) D. F. Chebotarev, *Gerontology and Modern Medicine*, 9th International Congress of Gerontology, *Reports and Introductory Lecture*, Volume I, 1972, p. 22.

13) D. F. Chebotarev, *ibid.*, p. 25.

14) 長谷川和夫, 霜山徳爾編「老年心理学」岩崎学術出版社, 1977年9月, 1-9頁

をめぐる世界の学問が、力動的な総合理論に赴きつつあるとき、今回の東京会議でも、キエフ会議の頃とくらべて、総合理論への接近の色合が濃厚になってきたのは、一つの進歩であろう。

1973年9月、東京都老人総合研究所が『百才老人のプロジェクト研究』を発表したとき、太田邦夫所長は、「東京都老人総合研究所は、その名の如く老人や老人現象を、多分野の学問の見る力を結集して解析し、成果を人類福祉に還元することを目的としているが、開所当初から多分野に取り組む課題の一つとして、100才人口の医学的・社会的調査研究をとりあげ、社会学、心理学、精神医学、内科学、栄養学及び疫学などの各分野の研究者が参加して多面的に検討する機会をもったことは、当所研究所として幸いであった」<sup>15)</sup>と記している。各個別科学の単なる集合名詞ではなく、各分科科学の提示する諸要因のダイナミックスのなかで老化現象を補足するところへ進みうるならば、将来の「総合」研究所の研究は、高令者生活の動態的把握をもって、活きた対策研究を展開し、わが国の老人福祉に新境地を開拓することになるであろう。このプロジェクトで「100才老人の調査概要」を記した那須宗一副所長は、研究の反省として「本調査の目的は、人間の健康にして生きがいある平均寿命を延長させるために、疫学、心理学、栄養学、社会学の4部門の総合研究によって、いかにして100才という驚くべき長寿に到達しえたかを解明することにあった。しかしながら、調査によって発見したことは、主として100才老人の心身の特性や生活慣習の諸特性であって、長寿の諸要因を明らかにする迄には至っていない。いわんや老化現象に働く諸要因の総合的把握は、むしろ今後に残された課題であった」<sup>16)</sup>と述べられている。それは人間の総合的研究が、いま漸く方向付けられたばかりで、老年学における諸要因の総合的理解が今後本格的に推進されるのには、尚暫らくの時間的経過にまたなければならぬことを物語っている。歴史のなかの一瞬一瞬の状況のな

かに起居する高令者たちを、力動的変化のなかの流動態において捉える老年学の成果こそ、生きがいある生活に導こうとするソーシャル・ケースワークやカウンセリングの最有効な武器となるに違いない。

老年学のサブフィールドとしての社会老年学(Social Gerontology)は、その開拓者 Clark Tibbitts の言葉をもってすれば、「成熟(maturation)に伴う成人たちの発達の集団行動、および人口のなかの老年者たちを存在せしめ、且つその存在から生起する諸社会現象に係わる。」<sup>17)</sup>

社会福祉実践は、人とその環境との相互作用(interaction)を構成する社会関係を焦点とする諸活動によって、単独または集団での諸個人の社会機能を昂揚しようとする努力に他ならない。したがって私たち社会福祉実践に関心をもつ者にとっては、老化現象において、社会老年学が、個人主体と社会的環境との交互に係り合う関係を凝視することに、特別の深い意義を認める。社会福祉実践の関心の中心は、個人と社会との相互作用における不調整現象であるけれども、老化の社会的側面の基盤となる経済学的・心理学的・社会的また文化的諸要因を総合的に把握しようとする社会老年学を抜きにしては、老人福祉を語ることはできない。

## VI. 社会老年学の諸学説

社会老年学研究における方法論上の顕著な理論としては、米国マイアミ大学の Robert C. Atchley の社会老年学の好著、*The Social Forces in Later Life, An Introduction to Social Gerontology*, 1972では、(1)離脱理論(Disengagement Theory)、(2)活動理論(Activity Theory)、(3)継続性理論(Continuity Theory)を挙げている<sup>18)</sup>。その他、老令者を subculture として理解する学説、差別との関連における少数グループとして理解する学説、またアイデンティティ危機において理解する学説等が存するが、未だ前掲の三学説のように社会調

15) 太田邦夫「序」『百才老人のプロジェクト研究』東京都老人総合研究所、1973年9月、1頁。

16) 那須宗一「100才老人の調査研究」前掲書 7頁。

17) Clark Tibbitts, "The Future of" Research in Social Gerontology" in *Age With a Future*, Hansen, Copenhagen, 1964, p. 139.

18) Robert C. Atchley, *The Social Forces in Later Life*, In *Introduction to Social Gerontology*, Wadsworth publishing Company, Belmont, 1972, pp. 31-38.

査の結果うまれた理論ということではできないようである。

(1) Disengagement Theory ——これは Cumming, Dean, Newell, McCaffrey など米国の機能主義社会学の立場から、高令者の社会的相互作用とモラルを分析するものである。社会体系における均衡 (equilibrium) 維持欲求の理論に出発して、老化による生活エネルギーの減退と死去の厳然たる事実の前で、社会の均衡・安定を維持するために、高令者の低調機能を活動的機能に置きかえる必要から、殊に産業社会では、これを制度化して定年制をもって新陳代謝を遂行すると解するものである。この職業離脱を中心として、それに伴い多くの地位と役割からの離脱のなかに、社会的存在としての高令者の本質を読みとろうとするのである。米国マーケット大学の Jaber F. Gubrium: *The Myth of the Golden Years, A Socio-Environmental Theory of Aging*, 1973, は、この理論を批判して曰く、「社会相互作用の機能主義的見解は、人々を社会システムの一部である限りにおいてのみ考慮に入れ、個人として観ることをしない。このことは、人々のなすところが何であるかの説明は、人々の行為するシステムのニードと作業から引き出されることを意味する。その上、人々の行動は純粋に平均的意味のものではなく、つまり人々は自己のおかれた状況の種々の次元について、考慮し、評価し、かられ自身の選択を行うものとは考えられていない。機能主義者の人間観は、人々を俳優 (すなわち代りの行動を考慮・測定・選択する) の如く考えるが、その予想された選択とは、規準としてすでに輪郭を示されているものなのである。機能主義者の見解では、人々は社会的に定められた行動を合理的に遂行するのである。」<sup>19)</sup>

Atchley が批判するのも、それが産業社会での社会制度の側からの高令者排除の論理をよく指摘しているけれども、個人主体の側で、離脱により雇用からは自由な個人となり、自己のためにエネルギーを使用することに、満足を見出す境地のある

ことを認めていないということである。しかし離脱理論は、資本主義社会の労働力使い捨て主義に悩む高令者の境涯を暴露する点で、社会老年学に重要な地位を保ち続けるであろう。

(2) Activity Theory ——高令者のもち続ける生活規範は中年者のそれと変ることなく、「老人」であることをできる限り否定しようとする「活動」(activity) 意欲のなかに、高令者の本質的存在主義を見出そうとする理論である。その保持する能力をフルに活用して、「自己の年令を生き抜く」態度は、中年層と変るところがない。それが Robert J. Havighurst のいう “Successful Aging” の意味である<sup>20)</sup>。

先に Butler が「老後は安楽に」の人生哲学を誤れるものと批判したことに触れたが、この活動意欲の尊重は、たしかに高令者対策の一つの重要ポイントである。カーター政権による70才への定年延長の画期的な試みの背後には、この活動哲学があるに違いない。しかし活動意欲の側面への過度の意味付けが、年令とともに忍びよる心身機能の衰退という現実を、それ相応に受けとめることを忘れるならば、瘠せ馬に鞭打つ誤謬は避けられなくなるであろう。「活動」ということは、心身の変化に均衡のとれたものでなければならず、それは賃労働につながる労に限られるべきではあるまい。

(3) Continuity Theory ——近年発達心理学者が老化に視線を向け、変化とともにライフ・サイクルにおける諸段階の連続性を重視しようとするところから、主張されるようになった理論である。人格形成に際して、人は習慣・態度・選好その他の多くの性癖を身につけるが、高令に向うにつれて、それらの継続状態を維持したがる傾向をもつ点に着目する。ライフ・サイクルの凡ての段階で、この傾向は、個人的選好、生物学的・心理学的能力・状況的機會および諸経済の間の相互作用から、絶えず進展する。老化のなかの変化というのは、これらの諸要素の相互作用を含む適応過程に他ならない。

19) Jaber F. Gubrium, *The Myth of Golden Years, A Socio-Environmental Theory of Aging*, Charles. Thomas, Springfield, 1973, p. 18.

20) Robert J. Havighurst, “Successful Age,” in Richard H. Williams, Clark Tibbitts, and William Donahue (eds) *Processes of Aging*, New York, Atherton Press, 1963, Vol. I, pp. 299—320.

離脱理論も活動理論も、ともに老化への個人的適応の一側面に偏るものであるが、継続性理論は適応がいくつかの方向に向い得ることを主張する。この理論によれば、各個人が適応すべき要因の組み合わせが多少とも異っているために、老化への反応は文字通り無数の組み合わせを示すこととなる。ただこの甚しい複雑さは、多くの人は諸要因に関して概して同じ状態を分かち合うという事実によって、著しく単純化されることになるのである。とは言え、継続性理論は、老化への多くの適応の仕方のある側面を重視する。それは、老化の現実態を十分に説明する長所をもつけれども、離脱理論と活動理論の両側面を受けとめるその複雑さに直面して、諸適応を概念化し、測定し、分析するためには、今後多くの調査を必要としていると言わなければならない。複雑な現象を処理する技術の進歩しつつある現代では、継続性理論は、総合理論に依拠する社会老年学の発展には、無限の可能性を約束しているように思われるけれども、その未知の社会科学と高令者対策とが結び合わされるのには、相当の期間を要することであろう。